

議案第 3 号

燕・弥彦総合事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 18 年新潟県西部広域消防事務組合条例第 7 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 4 年 2 月 22 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を  
改正する条例

燕・弥彦総合事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 18 年新潟  
県西部広域消防事務組合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

ごみ処理手数料の額（消費税を含む。）

廃棄物の種類	処理区分	取扱区分	手数料	説明	
家庭系	可燃ごみ	指定袋大（45L）	45 円	1 枚につき	
		指定袋中（30L）	30 円	1 枚につき	
		指定袋小（20L）	20 円	1 枚につき	
		指定袋極小（10L）	10 円	1 枚につき	
	不燃ごみ	指定袋大（45L）	45 円	1 枚につき	
		指定袋中（30L）	30 円	1 枚につき	
		指定袋小（20L）	20 円	1 枚につき	
		指定袋極小（10L）	10 円	1 枚につき	
	粗大ごみ	シール（大）	1,000 円	別表第 2 品目 別単価表のと おりとする。	
		シール（中）	500 円		
		シール（小）	300 円		
	※ 可燃ごみ及び不燃ごみを自ら搬入した場合は、 事業系と同額とする。				
	事業系	可燃ごみ	10kg までごとに	60 円	
せん定枝		10kg までごとに	100 円		
不燃ごみ		最大積載量区分 0～1,000 kg	7,000 円	最大積載量の 明示がない搬 入車両につい ては 7,000 円	
		1,000 超～2,000 kg	15,000 円		
		2,000 超～4,000 kg	37,000 円		
		4,000 超～7,000 kg	54,000 円		
		7,000 超kg	92,000 円		

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。